

建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）の適用について

平成20年10月31日

村上市発注工事において、最近の特定資材価格の高騰を踏まえ、建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項を適用することとした。

1 条項の趣旨

特別な要因により主要な工事材料の著しい価格変動が生じ、請負代金が不適切になったとき、請負代金の変更請求に対応する措置（単年度工事などの全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置）

2 適用対象工事

すべての工事（適用時点で継続中の工事及び新規契約工事）

3 適用開始日

平成20年11月4日

4 請負代金の変更の考え方

社会通念上の範囲を超える価格変動について、一方の契約当事者（請負者）のみにその負担を負わせることは適正ではないとの考え方から、資材価格の上昇による増加分が請負代金の1%を超えた場合、その超過分を発注者が負担するもの。

運用にあたっては、「新潟県単品スライド条項運用マニュアル」（国土交通省運用マニュアル準拠）に準ずるものとする。

(1) 対象

鋼材類及び燃料油（特定の資材価格の急騰な変動）

(2) 受注者の負担

対象工事費の1.0%

(3) 算定方法

単品スライド額 = $A - C \times 1\%$

